

③ その他経済援助一覧 (令和2年度に奨学生の募集があったもの)

※コロナウイルス感染症による各種団体等の時短勤務やテレワーク・オンライン授業等の影響を考慮し、当初予定より〆切期間が延長しているものもあります。

奨学金名 団体名等	対象	給付金額等	出 願 資 格 等	CNS 掲 示	申請締切	備考
山口県奨学金返還補助制度	大学院 修士課程1年生	貸与2年間分の全額又は一部補助	以下のすべてに該当する方 ①独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を受けている奨学生であること ②平成31年4月1日時点で、大学院修士課程1年生で、工学研究科、理学研究科、農学研究科若しくは薬学研究科（これらに相当する研究科を含む。）に在籍する者 ③大学院修士課程修了又は大学卒業した日の属する年の翌年4月末日までに山口県内の製造業に就業することを希望する者であること	5月中旬	(1次募集) 6月上旬～ 7月末まで  (2次募集) 8月下旬～ 10月上旬	(個人応募)  山口県産業戦略部ホームページ参照 <a href="https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11400/shougakukin/shougakukin.html">https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11400/shougakukin/shougakukin.html</a>
山形県若者定着奨学金返還支援事業	学部生 大学院生	上限額 2万6千円×令和2年4月以降の貸与月数	次の要件を全て満たす方 ①山形県内の高等学校等を卒業した方。 ②対象奨学金の貸与を受ける令和4年3月以降卒業予定の大学生。 ③大学等を卒業後6カ月以内に山形県内に居住、3年以上前尾2苦する見込みのあること、 ④卒業後6カ月以内に指定の就職先に就業し、3年以上継続する見込みのあること。 ⑤日本学生支援機構第一種、第二種貸与奨学金を受けていること。	(一次) 11月下旬  (二次) 12月下旬  (三次) 1月下旬	(一次) 12月中旬  (二次) 1月中旬  (三次) 2月中旬	(個人応募)
徳島県奨学金返還支援制度	学部生 大学院生	《無利子奨学金の場合》 借受総額の1/2と奨学金返還残額(令和3年3月31日時点)のいずれか少ない方の額(上限100万円)  《有利子奨学金の場合》 借受総額の1/3と奨学金返還残額(令和3年3月31日時点)のいずれか少ない方の額(上限70万円)	以下すべてに該当する方が対象 ①日本学生支援機構奨学金等(徳島県が認めるもの)の貸与を「受けている方」又は「受けていた方で、返還残額がある方(滞納がある場合を除く)」 ②徳島県内の事業所に正規職員として就業を希望する方(公務員を除く) ③卒業後、徳島県内に定住することを希望する方 ④令和2年度又は令和3年度に卒業し、指定の就業開始期間内に就業できる方。令和元年度以前の既卒者については、指定の期間内に就業できる方。	7月上旬	12月下旬	【支援要件】 卒業又は修了後、徳島県内の事業所で正規職員として一定期間以上就業した場合に、日本学生支援機構奨学金等の返還額の一部が助成(代理返還)される。 やむを得ない事情の除き、修業年限以内で卒業する方。
三重県奨学金返還支援制度	学部生 大学院生	在学中に借受予定の奨学金総額の1/4(上限100万円)	以下の①～⑤のすべてを満たす方 ①申請時に大学等の最終学年の1年前の学年以上の在学中で、かつ、就職先が決まっていない方(大学院生の場合：修士課程1年生以上、大学(6年制)の場合：5年生以上、大学の場合：3年生以上) ②三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則(平成28年三重県規則第68号)で定める地域(以下、「指定地域」といふ。)への定住を希望する方 ③常勤雇用又は個人事業主等として就業する予定の方(ただし、公務員は除く。) ④日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借り入れ、返還予定の方 ⑤令和2年3月31日時点で35歳未満の方	7月下旬 11月上旬	令和3年 1月下旬	(個人応募) 【助成金額】 在学中に借受予定の奨学金総額の1/4(上限100万円) 【支援要件】 大学等を卒業又は修了後、就業し、かつ、三重県が指定する地域に4年間居住した場合に助成金額の1/3が交付され、8年間居住した場合に残額が交付される。
山梨県ものづくり人材就業支援事業	令和3年4月就職予定者32名程度	大学等の在学時に、日本学生支援機構の奨学金として貸与を受けた額のうち、卒業前2年間に貸与を受けた額	申込日現在に、理学部、工学部若しくはこれらに準ずる学部、研究科等に在学し、次のすべてに該当する学部・大学院生。  ①独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金、第二種奨学金の貸与を受けていること。 ②令和3年9月末までに、山梨県内の機械電子産業(※)の企業における、企画・開発、製造部門への就職を希望していること。 ③令和3年月初日を、起点とした10年間に、8年間以上山梨県内に勤務し、かつ県内に定住する意向があること。  ※機械電子産業(一例) ・プラスチック部品製造 ・樹脂製品製造等 ・金属プレス製品製造 ・はん用機械器具製造業 ・生産用機械器具製造業 ・業務用機械器具製造業 ・デバイス・電子回路製造業 ・電気機械器具製造業 ・情報通信機械器具製造業 ・輸送用機械器具製造業	4月中旬	8月下旬	(個人応募)  ※対象製造業や補助金等の詳細は、山梨県ホームページで募集要項を確認してください。 <a href="https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/">https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/</a>

③ その他経済援助一覧 (令和2年度に奨学生の募集があったもの)

※コロナウイルス感染症による各種団体等の時短勤務やテレワーク・オンライン授業等の影響を考慮し、当初予定より〆切期間が延長しているものもあります。

奨学金名 団体名等	対象	給付金額等	出願資格等	CNS 掲示	申請締切	備考
--------------	----	-------	-------	-----------	------	----

※ 書類配付・申請締切は令和2年度の募集状況を示しております。申請する場合には、当該年度のCNS掲示を見逃さないようにしてください。